

○仙台市メディアテーク条例施行規則

平成一二年一月一八日

仙台市教育委員会規則第二二号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市メディアテーク条例（平成十二年仙台市条例第二十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第二条 メディアテークの開館時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、駐車場の使用時間は、午前九時から午後十時十五分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、同項に規定する開館時間又は使用時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第三条 メディアテークの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館することができる。

- 一 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
- 二 一月から十一月までの毎月第四木曜日（休日に当たる日を除く。）
- 三 その他教育委員会が必要と認める日

(平一五、九・改正)

(使用許可の手続)

第四条 条例第四条第一項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、使用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用申込書の受付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行うものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合については、この限りでない。

- 一 スタジオシアター 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の六月前の月の二日から使用日の七日前の日までの期間
- 二 二階会議室、七階会議室a及び七階会議室b 使用日の属する月の六月前の月の二日から使用日までの期間
- 三 ギャラリー及びプラザ 使用日の六月前の日から一月前の日までの期間
- 四 前三号に掲げる施設以外の施設 使用日の六月前の日から使用日までの期間

3 教育委員会は、使用許可をしたときは、使用承認書を交付するものとする。

(平一五、九・全改)

(使用期間の制限)

第五条 メディアテークの施設を引き続き二日以上使用する場合に係る使用許可は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えて行うことができない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合については、この限りでない。

一 ギャラリー 二十一日間

二 プラザ及びスタジオシアター 七日間

三 前二号に掲げる施設以外の施設 三日間。ただし、前二号に掲げる施設の使用に伴う場合にあつてはこの限りでない。

2 ギャラリーの使用許可は、七日間を最小の単位として行う。

(平一五、九・改正)

(市長が必要と認めるときの使用料の納期限)

第五条の二 条例第五条第二項ただし書に規定する市長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する別に定める納期限は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 使用料を口座振替の方法により納入する場合 使用許可を受けた日の属する月の翌月末日

二 教育委員会が特別な事由があると認める場合 教育委員会が定める日

(平一五、九・追加)

(市長が必要と認めるときの使用料の額の特例)

第五条の三 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が条例第五条の二第一号に該当する場合において、同条の規定により市長が定める使用料の額は、零とする。

2 条例第五条の二第二号に規定する市長が別に定める期間は、次の各号に掲げる期間とし、同条の規定により市長が定める使用料の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 使用許可を受けた日から使用日の四月前(ギャラリー以外の施設にあつては、二月前)の日までの期間 零

二 使用日の四月前の日の翌日から使用日の二月前の日まで(ギャラリー以外の施設にあつては、使用日の二月前の日の翌日から使用日の十四日前の日まで)の期間 条例第五条第一項の規定による使用料(条例第七条の規定により使用料を減免した場合にあつては、当該減免後の使用料。以下「従前の使用料」という。)の額の二割に相当する額(そ

の額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)。ただし、附帯設備の使用料にあつては、零

三 使用日の二月前（ギャラリー以外の施設にあつては、十四日前）の日の翌日から使用日までの期間 従前の使用料の額。ただし、附帯設備の使用料にあつては、零

3 使用者が前条の納期限までに使用料を納入せず、かつ、メディアテークの施設を使用する意思があると認められないときは、当該納期限の日において使用の取りやめの申出がなされたものとみなし、前項の規定を準用する。

（平一五、九・追加、平一六、三・平三〇、三・改正）

（使用料の返還）

第六条 使用者が条例第五条の二第一号に該当すると市長が認める場合において、条例第六条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、既納の使用料の全額とする。

2 使用者が条例第五条の二第二号に該当すると市長が認める場合において、条例第六条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前条第二項第一号に掲げる期間 既納の使用料の全額

二 前条第二項第二号に掲げる期間 既納の使用料の額から当該額の二割に相当する額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を控除して得た額（附帯設備の使用料にあつては、既納の使用料の全額）

三 前条第二項第三号に掲げる期間 既納の附帯設備の使用料の全額

3 使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申込書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（平一五、九・全改、平三〇、三・改正）

（使用料の減免）

第七条 条例第七条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申込書を教育委員会に提出しなければならない。

（附帯設備の使用料）

第八条 メディアテークの附帯設備の使用料は、別表第一に定めるとおりとする。

（平一六、三・改正）

（駐車場の使用料）

第八条の二 条例別表第二の表に規定する教育委員会が定める額は、別表第二に定めるとお

りとする。

(平一六、三・追加)

(特別の設備を必要とする場合等の手続)

第九条 メディアテークを使用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の器具を使用しようとする者は、その設備又は器具の種類及び内容を記載した仕様書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第十条 メディアテークにおいては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- 二 建物その他の物件を汚損し、又はき損するおそれのある行為をしないこと
- 三 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること
- 四 使用許可を受けていない施設及び設備を使用しないこと
- 五 承認を得ないで寄付の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと
- 六 その他係員の指示に従うこと

(使用の打合せ等)

第十一条 ギャラリー、プラザ及びスタジオシアターの使用者は、事前に係員と使用方法その他必要な事項の打合せを行い、その指示を受けなければならない。

(使用終了の届出)

第十二条 使用者は、メディアテークの使用を終了したときは、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第十三条 条例第十一条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にメディアテークの管理を行わせる場合における第四条、第五条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一六、三・追加)

(実施細目)

第十四条 この規則の実施細目は、教育長が定める。

(平一六、三・旧第十三条繰下)

附 則

この規則は、平成十三年一月二十六日から施行する。

附 則（平一三、八・改正）

この規則は、平成十三年九月一日から施行する。

附 則（平一四、三・改正）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平一五、九・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年十一月十六日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第六条の規定は、この規則の施行の日以後に使用料の返還の申込みがあった場合について適用する。

附 則（平一六、三・改正）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第五条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平一七、一・改正）

この規則は、平成十七年一月十八日から施行する。

附 則（平一七、三・改正）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平二〇、三・改正）

この規則は、平成二十年三月六日から施行する。

附 則（平二一、三・改正）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平三〇、三・改正）

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第五条の三及び第六条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一 附帯設備の使用料（第八条関係）

（平一三、八・平一四、三・平一五、九・改正、平一六、三・旧別表・改正、平一七、一・平一七、三・平二〇、三・平二一、三・平三〇、三・改正）

品名	区分	単位	金額 (一回当たり)	摘要
音	音響拡声装置（シーリングスピー	一式	一、〇〇〇円	プラザ用

響 設 備 類	カーのみ)			
	音響拡声装置(PA)	一式	五、〇〇〇円	
	音響拡声装置	一式	一、〇〇〇円	スタジオシアター用
	移動式音響ワゴン	一式	一、五〇〇円	
	可搬式音響機器	一式	一、五〇〇円	
	ワイヤレスマイク (ハンド)	一台	八〇〇円	スタンドを含む。
	ワイヤレスマイク (タイピン)	一台	八〇〇円	
	ワイヤレスマイク (ヘッドホンマイク)	一台	八〇〇円	
	マイクロフォン	一台	四〇〇円	スタンドを含む。
	マイクスタンド (床上型)	一台	一〇〇円	
	マイクスタンド (卓上型)	一台	一〇〇円	
	CDカセットテープデッキ	一台	八〇〇円	
	MDデッキ	一台	八〇〇円	
	ビ デ オ ・映 写 設 備 類	大型プロジェクター	一台	三〇、〇〇〇円
大型スクリーン		一台	一五、〇〇〇円	プラザ用
映写機 (三十五ミリ)		一台	六、三〇〇円	スタジオシアター用
映写機 (十六ミリ)		一台	四、二〇〇円	スタジオシアター用
液晶プロジェクター		一台	三、〇〇〇円	プラザ用・スタジオシアター用
DLPプロジェクター		一台	三、〇〇〇円	スタジオシアター用
DLPプロジェクター		一台	一、五〇〇円	
デジタルシネマサーバー		一台	三、〇〇〇円	スタジオシアター用
資料提示装置		一台	三、〇〇〇円	
スクリーン		一式	二、四〇〇円	二五〇インチ・二〇〇インチ
スクリーン		一式	一、八〇〇円	一八〇インチ
スクリーン (リアタイプ)		一式	一、八〇〇円	一八〇インチ・一五〇インチ
スクリーン		一式	六〇〇円	一二〇インチ・一〇〇イ

				ンチ・六〇インチ
	ブルーレイディスクプレイヤー	一台	一、〇〇〇円	
	DVDプレイヤー	一台	八〇〇円	
	HDVデッキ	一台	三、〇〇〇円	デジタルオーディオ対応
	HDVデッキ	一台	一、〇〇〇円	プラザ用・スタジオシ アター用
	HDCAMデッキ	一台	三、〇〇〇円	プラザ用・スタジオシ アター用
	HDビデオカメラ	一台	一、五〇〇円	プラザ用・スタジオシ アター用
	レーザーポインター	一台	三〇〇円	
	大型モニター	一台	三、〇〇〇円	プラザ用
	液晶モニター	一台	六〇〇円	
照 明 設 備 類	ライトバトンA	一列	一、四〇〇円	プラザ用
	ライトバトンB	一列	一、八〇〇円	プラザ用
	フラットライト	一台	四〇〇円	プラザ用・スタジオシ アター用
	平凸レンズスポット	一台	四〇〇円	プラザ用・スタジオシ アター用
	フレネルスポット	一台	四〇〇円	プラザ用・スタジオシ アター用
	スポットライト (集光式)	一台	四〇〇円	
	スポットライト (拡散式)	一台	四〇〇円	
	スポットライト (五〇〇ワット)	一台	三〇〇円	プラザ用・スタジオシ アター用
	ローアーホリゾン トライト	一列	四〇〇円	プラザ用・スタジオシ アター用
	パーライト	一台	四〇〇円	プラザ用・スタジオシ アター用

	フォローピンスポットライト	一台	一、〇〇〇円	プラザ用・スタジオシアター用
	ムービングライト	一台	五、二〇〇円	プラザ用
	ムービングライト用操作卓	一台	五、二〇〇円	プラザ用
展示設備類	ピクチャーレールワイヤー	一本	三〇円	
	展示ケース	一台	三、〇〇〇円	五階ギャラリーa用
	移動式展示ケース	一台	一、〇〇〇円	五階ギャラリー用
	スタンド式展示ケース	一台	六〇〇円	
	展示台A	一台	二〇〇円	
	展示台B	一台	一〇〇円	
	彫刻台	一台	二〇〇円	
	展示平台	一台	二〇〇円	
	斜面台	一台	二〇〇円	
	自立式展示パネル	一枚	三〇〇円	
	展示用天板	一枚	五〇円	
	衣桁	一台	二〇〇円	
	撞木	一台	一〇〇円	
	アクリルケース	一台	三〇〇円	
その他の設備	折りたたみいす	一脚	五〇円	
	長いす	一脚	二〇〇円	
	ハイチェア	一脚	五〇円	
	ハイテーブル	一台	五〇円	
	ミニテーブル	一台	五〇円	
	長机	一台	五〇円	
	司会者台	一台	二〇〇円	
	演台	一台	六〇〇円	
	花台	一台	一〇〇円	
	指揮者台	一台	四〇〇円	
	指揮者用譜面台	一台	一〇〇円	
	演奏者用譜面台	一台	五〇円	

グランドピアノ	一台	六、〇〇〇円	プラザ用
ピアノ用いす	一脚	二〇〇円	
平台	一枚	二〇〇円	
高足、中足、箱足、木台	一台	五〇円	
ノート型パソコン	一台	五〇〇円	
白布	一枚	二〇〇円	
持込設備機器	一キロ ワット 一時間	一五〇円	
備考			
<p>一 ギャラリー及びプラザにおいて使用する場合の「一回」とは、一日ごとの使用をいい、スタジオシアター及びその他の施設において使用する場合の「一回」とは、条例別表一ハの表に定める午前、午後又は夜間の使用時間ごとの使用をいう。</p> <p>二 持込設備機器の単位は、一台ごとにその表示された消費電力によるものとし、一キロワットに満たない端数がある場合は、これを一キロワットに切り上げる。</p>			

別表第二 駐車場の使用料（第八条の二関係）

（平一六、三・追加）

- 一 駐車時間が一時間以内の場合 一台につき二百円
- 二 駐車時間が一時間を超え二時間以内の場合 一台につき四百円
- 三 駐車時間が二時間を超える場合 一台につき、駐車時間のうち二時間を超えた部分について三十分までごとに百五十円として計算した金額に四百円を加算した額